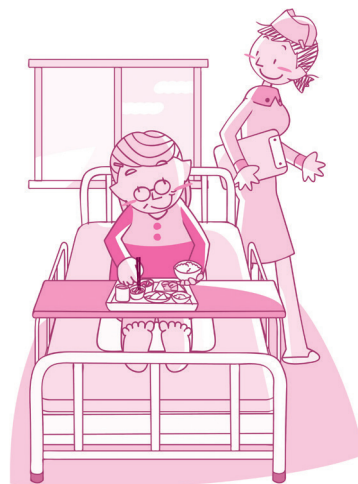


高額介護合算療養費の 申請書を送付します

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために、平成20年4月から設けられた制度のことです。

基準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4490



平成26年7月31日時点で八代市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している世帯で、支給の見込みがある対象者に対して12月中旬以降、申請書を送付します。

計算期間内の途中で保険が変わった場合や市町村を越える住所変更をした場合は、申請書が送付されない場合があります。下記の支給要件と算定基準額を参考に、該当される場合は申請してください。

申請の際には、以前加入していた医療保険者または介護保険者から発行された「自己負担額証明書」が必要になる場合があります。

詳しくは担当窓口にご相談ください。

◆ 計算期間

平成25年8月1日～平成26年7月31日

◆ 申請に必要なもの

申請書、健康保険証、介護保険証、印鑑、支給対象者名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）

◆ 申請書提出先

八代市国保ねんきん課各支所担当窓口

◆ 請求の時効

計算期間の末日（7月31日）の翌日から2年以内に申請してください。

■ 支給対象者と支給要件、算定基準額

（基準日：平成26年7月31日）

(1) 八代市国民健康保険加入者

【支給対象者】世帯主

【支給要件】

計算期間内に世帯内の国民健康保険加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から、算定基準額を差し引いた額が500円を超えた場合、※70歳未満の自己負担額は、個人ごとに1ヶ月の領収書の自己負担額が、同じ医療機関、入院・外来ごとに21000円を超える分が対象。

● 70歳未満の人

区分	算定基準額
①国保課税所得が600万円を超える場合	126万円
一般（①②以外）	67万円
②世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	34万円

● 70歳～74歳の人

区分	算定基準額	
③高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合	67万円	
一般（③④以外）	56万円	
④世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ（注）	19万円

(2) 後期高齢者医療制度加入者

【支給対象者】

後期高齢者医療制度加入者本人

【支給要件】

計算期間内に世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から、算定基準額を差し引いた額が500円を超えた場合

● 後期高齢者医療制度加入者

区分	算定基準額	
現役並み所得者	医療機関での自己負担額が3割の人	67万円
一般	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人	56万円
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）	31万円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金収入の場合は80万円以下の人）	19万円

(3) それ以外の保険に加入の人

加入の医療保険者にご相談ください。